

## 〔超党派議員立法〕

「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案」について

---

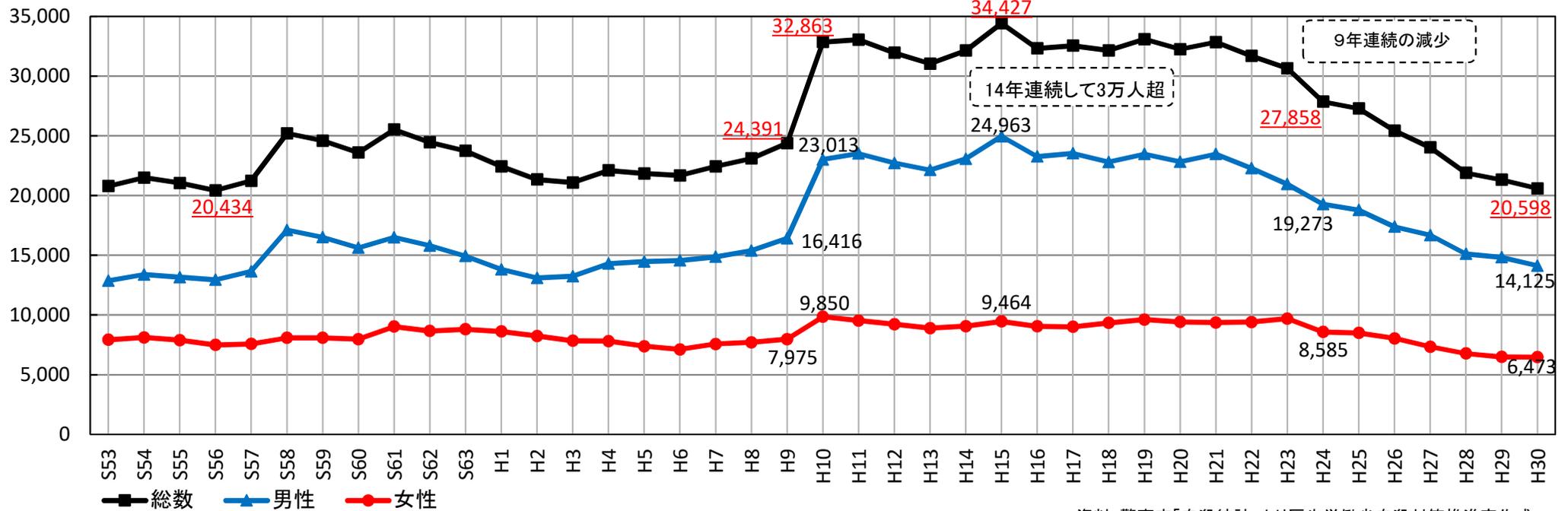
～自殺対策「推進体制」強化へ～

平成31年3月27日

# 我が国における自殺の状況と自殺対策の経緯

資料 1

●自殺者数は9年連続で減少しているものの、依然として深刻な状況にある。



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成  
注)平成30年は速報値

2006(平成18)年	6月	自殺対策基本法成立(議員立法、10月施行)
	10月	自殺予防総合対策センターの設置
2007(平成19)年	6月	「自殺総合対策大綱」(閣議決定)
2009(平成21)年度		「地域自殺対策緊急強化基金」(内閣府100億円)の設置
2012(平成24)年	8月	自殺総合対策大綱改定(閣議決定)
2015(平成27)年	6月	自殺総合対策の更なる推進を求める決議(参議院厚生労働委員会)
2016(平成28)年	3月	自殺対策基本法一部改正法成立(議員立法、4月1日施行)
	4月	自殺対策が内閣府から厚生労働省に移管 自殺総合対策推進センターとして機能強化
2017(平成29)年	7月	「自殺総合対策大綱」(閣議決定)

# 先進7カ国の15～34歳における死亡率

(日本では15～19歳、20代、30代における死亡原因の第一位が自殺)



注意：「死亡率」とは、人口10万人当たりの死亡者をいう。

資料：世界保健機関資料より厚生労働省自殺対策推進室作成

# 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案【概要】

## 趣 旨

## 自殺対策基本法第 15 条

国・地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、調査研究及びその成果の活用等を行うこと、そのための体制の整備を行うことを規定

※現在、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（NCNP）に置かれている自殺総合対策推進センター（JSSC）が中心となって調査研究及びその成果の活用等を実施

自殺対策の一層の充実を図るためには、

- ・保健・医療のみならず福祉・教育・労働など、広く関連施策と連動させた総合的・効果的な自殺対策の実施に必要な調査研究・検証及びその成果の活用
- ・都道府県・市町村自殺対策計画の策定の義務化等も踏まえ、地域レベルの実践的な自殺対策の取組への支援

などを総合的かつ適確に推進する仕組み等が必要

調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を明確化するとともに、調査研究及びその成果の活用等を行う「指定調査研究等法人」の指定その他の体制の整備を行うため、新法を制定

## 概 要

## 調査研究及びその成果の活用等の基本方針（第 2 条）

- ① 生きることの支援を必要とする者が、居住地域にかかわらず等しく支援を受けられるようになることを目指し、総合的・確実に推進
- ② 地域の実情を反映した実践的・効果的な自殺対策につながるものとなるようにする
- ③ 自殺対策と関連施策（保健、医療、福祉、教育、労働等）との有機的な連携についての配慮
- ④ 関係者（国、地方公共団体、指定調査研究等法人、民間団体等）相互の密接な連携
- ⑤ 総合的・定期的な検証の実施、その結果を自殺対策の策定・実施に当たり適切に活用
- ⑥ 個人情報保護についての適正な配慮
- ⑦ 調査研究の水準の向上、国際連携の確保・国際協力の推進

## 調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備（第 3 条）

### 国

- 指定調査研究等法人の指定のほか、
- ・ 指定調査研究等法人の業務が円滑・効果的に行われるための環境整備
  - ・ 関係者との連携協力体制の整備
  - ・ 地方公共団体に対する支援

等

### 地方公共団体

- 地域の実情に応じ、
- ・ 地域における拠点の整備
  - ・ 関係者との連携協力体制の整備

等

## 指定調査研究等法人（第 4 条～第 16 条）

- ・ 厚生労働大臣が全国を通じて 1 個に限り指定
- ・ 主な業務：① 調査研究及び検証、その成果の提供、その成果の活用の促進、② 調査研究及び検証に対する助成、③ 先進的な取組等の情報の収集、整理及び提供、④ 地方公共団体に対する助言その他の援助、⑤ 研修
- ・ 指定調査研究等法人は、業務を行うに当たっては、地方公共団体との連携に努める
- ・ 国・地方公共団体は、指定調査研究等法人に対し、情報提供その他の必要な配慮をする
- ・ 国は、予算の範囲内で、指定調査研究等法人に対し、交付金を交付することができる
- ・ 指定調査研究等法人の役職員等の守秘義務、指定調査研究等法人に対する監督等を規定

なぜ「新法」か。また、なぜ「いま」か。

### ▼新法が必要な理由

- ①市町村に対して実践的な支援を行うためには、研究者だけでなく、具体的な支援を担える多様な人材（民間団体や自治体等関係者）の参画が必須
- ②自殺統計等を扱うために法的（公的）な位置づけが必須
- ③市町村への実践的な支援を通じて「現場ニーズ」を把握 ⇒ そのニーズに即した研究を推進 ⇒ 研究成果を踏まえた政策提言 ⇒ 政策が現場の活動を後押し ⇒ 支援を通じたニーズの把握 …… PDCAサイクルの中核を担う組織へ

### ▼いま必要な理由

- ①改正基本法を踏まえ、市町村が来年度中には計画策定を終える再来（2020）年度には、地域レベルの自殺対策が本格始動する
- ②2020年4月に新組織をスタートさせるには、概算要求に間に合わせる必要があり、優秀な人材の確保にも時間が必要

# 自殺対策で地域支援組織

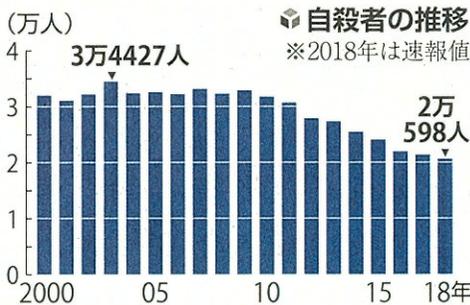
## 労働・福祉問題も助言

国内の自殺者数が高止まりする中、与野党の国会議員が、自殺対策を強化するための新法案をまとめたことがわかった。自治体の自殺対策を検証・支援する新組織を設置し、労働や福祉問題など幅広い分野から人材を集めて、高齢化など地域の特性に応じた対策につなげるのが狙いだ。議員立法による国会での成立を目指しており、新法が成立すれば、国は2020年にも新組織を稼働させる。

## 超党派議連が新法案

現状	新組織 (イメージ)
自殺総合対策推進センター	自殺対策の専門組織として独立した法人
国立精神・神経医療研究センターの一部門として設置	規模 現状より増員
20人程度	拠点 東京都心部
東京都小平市	体制 家族・労働問題専門家や、自治体OBらの採用も強化
精神保健分野の人材が中心	

新法案をまとめたのは、超党派の議員連盟「自殺対策を推進する議員の会」(会長＝尾辻秀久・元厚生労働相)。  
国内の自殺者数は、18年は2万598人(速報値)に上る。ピークだった03年の3万4427人からは減少したものの、対前年比の減少幅は、16年の8%から17年以降は3%前後に鈍化。未成年の自殺者が増加し、いじめ自殺も問題化するなど課題は多い。



現状でも、自殺対策基本法で、国と自治体が協力して対策にあたる責務などを定めている。ただ、基本法では具体的な対策を実施する組織は規定されておらず、これまでは国立精神・神経医療研究センター(東京都小平市)内に設置された「自殺総合対策推進センター(JSSC)」が、各地の自殺について年齢や職業などの傾向を分析し、自治体に提供するなどの活動を行ってきた。

一方で、自殺問題は、職場環境や借金問題などが複雑に絡み合っており、高齢化や貧困など地域ごとの特性もある。各自治体がすでに行っている自殺対策を多角的に検証し、国として実効性のある助言を行うには、労働問題や家族関係、福祉の事情に詳しい専門家や地方行政に精通した自治体OBなどの力も必要だ。しかし、現状のJSSCは医師免許を持つ職員らの待遇が優遇されるため、精神保健分野以外の多様な人材を確保する壁となっていた。  
新法案では、精神・神経医療研究センターから独立した新組織を国が新たに指定。JSSCの人員(約20人)よりも増員し、地域ブロッコリーなどに専門の担当者置くことなどを想定している。新組織の運営に必要な費用は国が負担し、管理監督も国が直接行うとしている。  
自殺対策に取り組みNP法人ライフリンクの清水康之代表は「早急に新組織を発足させ、効果的な自殺対策を展開することが必要だ」と話している。

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法

律（案）

（目的）

第一条 この法律は、自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）の趣旨にのっとり、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、そのための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定めることにより、自殺対策の一層の充実を図ることを目的とする。

（調査研究及びその成果の活用等の基本方針）

第二条 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するために自殺対策基本法第十五条第一項の規定により行われる自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用並びに自殺対策についての先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供（以下「調査研究及びその成果の活用等」という。）は、次に掲げる基本方針に基づき、行われるものとする。

- 一 自殺対策が生きることの包括的な支援として行われるべきものであることに鑑み、これを必要とする者がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けることができるようになることを目指し、国及び地方公共団体の適切な役割分担及び相互の協力の下、総合的かつ確実に推進されること。
- 二 地域の状況に応じた自殺対策の在り方に関する調査研究が計画的かつ継続的に行われ、その成果が各地方公共団体において適切に活用されるとともに、それぞれの地域の実情を反映した実践的かつ効果的な自殺対策につながるものとなるようにすること。
- 三 自殺対策と保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携について十分な配慮がなされたものとなること。
- 四 国の関係行政機関、地方公共団体、指定調査研究等法人（第四条第一項に規定する指定調査研究等法人をいう。次条において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下、円滑かつ効果的に実施されること。
- 五 自殺対策の実施の状況及びその効果に関する総合的かつ定期的な検証が行われ、自殺対策の策定及び実施に当たりその結果の適切な活用が図られること。

六 個人情報保護について適正な配慮がなされること。

七 調査研究が最新の科学的な知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるとともに、調査研究に関する国際的な連携の確保及び国際協力の推進に努めること。

(調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備)

第三条 国は、前条に定める基本方針（次項及び第八条第二項において「基本方針」という。）に基づき調査研究及びその成果の活用等を行うため、その体制の整備に関し、次条第一項の規定による指定調査研究等法人の指定のほか、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

一 指定調査研究等法人の業務が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備

二 地方公共団体、指定調査研究等法人、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者との連携

協力体制の整備

三 調査研究及びその成果の活用等における個人情報の適正な取扱いの確保のための措置

四 調査研究に関する国際的な連携の確保及び国際協力の推進のための措置

五 地方公共団体が次項の規定により講ずる措置に対する支援

2 地方公共団体は、基本方針に基づき調査研究及びその成果の活用等を行うため、その体制の整備に関し、その地域の実情に応じ、地域における調査研究及びその成果の活用等を行うための拠点の整備、指定調査研究等法人、他の地方公共団体その他の関係者との連携協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(指定調査研究等法人の指定等)

第四条 厚生労働大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「調査研究等業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定調査研究等法人として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定調査研究等法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない

い。

(指定調査研究等法人の業務)

第五条 指定調査研究等法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証を行い、並びにその成果を提供し、及びその成果の活用を促進すること。

二 前号に規定する調査研究及び検証を行う者に対して助成を行うこと。

三 自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施について、地方公共団体に対し、助言その他の援助を行うこと。

五 自殺対策について、地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間の団体の職員その他の関係者に対する研修を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(地方公共団体との連携)

第六条 指定調査研究等法人は、地方公共団体の自殺対策に係る調査研究等業務を行うに当たっては、その円滑かつ効果的な実施を図るため、地方公共団体との連携に努めるものとする。

(秘密保持義務)

第七条 指定調査研究等法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なく、調査研究等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事業計画等)

第八条 指定調査研究等法人は、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画書は、基本方針に基づき、かつ、自殺総合対策大綱（自殺対策基本法第十二条に規定する自殺総合対策大綱をいう。）の内容を踏まえて定めなければならない。

3 指定調査研究等法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第九条 厚生労働大臣は、調査研究等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定調査研究等法人に対し、調査研究等業務に関し報告若しくは資料の提出をさせ、又は当該職員に、指定調査研究等法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第十条 厚生労働大臣は、指定調査研究等法人の調査研究等業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定調査研究等法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、指定調査研究等法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取

り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報提供その他の配慮)

第十二条 国及び地方公共団体は、指定調査研究等法人に対して、調査研究等業務の適確な実施に必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(交付金)

第十三条 国は、予算の範囲内において、指定調査研究等法人に対し、調査研究等業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第十四条 第四条から前条までに定めるもののほか、指定調査研究等法人に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第十五条 第七条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その違反行為をした指定調査研究等法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

2 指定調査研究等法人の役員又は職員が指定調査研究等法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、指定調査研究等法人に対しても、同項の刑を科する。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

## 理由

自殺対策の一層の充実を図るため、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、当該調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案参照条文

○自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）（抄）

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。